

公募型樹木等伐採（試行）の募集要領

1 目的

河川内の樹木は治水上又は河川管理上の支障がある一方で、伐採した樹木は薪ストーブの燃料、木材加工、チップ加工等の有効活用が期待できることから、伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的に、河川内の樹木について自ら伐採及び持ち帰りすることを希望する者の公募を試行するものである。

2 箇所

箇所	本数	面積	樹種
①新庄川（岡山市北区御津新庄）	60本	約600m ²	ヤナギ等の 雑木
②槇谷川（総社市宍粟）	100本	約3,500m ²	
③高梁川（高梁市落合町近似）	20本	約4,000m ²	
④高梁川（新見市足見）	50本	約5,000m ²	
⑤旭川（真庭市大庭）	150本	約2,000m ²	
⑥吉井川（津山市院庄）	50本	約5,000m ²	
⑦吉野川（美作市位田）	200本	約4,000m ²	

※別添図面のとおり

3 スケジュール

- ① 募集期間 令和元年8月9日（金）から9月30日（月）まで
※応募者多数の場合は、抽選等により決定する。
※募集期間を過ぎても、伐採可能本数が残っている場合は、引き続き募集（選定は先着順）します。
- ② 選定結果の通知 募集期間終了後
- ③ 河川法の申請 選定結果通知後、速やかに提出すること
- ④ 許可書の発行 河川法の申請書受付後、30日以内
- ⑤ 伐採・搬出期間 許可書発行後
令和2年3月31日（火）まで
・土日祝日も作業可能・作業時間は9時から16時まで

4 応募資格（⑤～⑥は法人のみ）

以下の条件をすべて満たすことを応募資格とする。

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰り（枝葉等を含む。）を行うことができる者。
- ② 岡山県に在住又は事業所を有すること。
- ③ 岡山県税、市町村税又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- ④ 岡山県暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- ⑤ 募集期間中において、岡山県知事から指名停止措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 募集期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

5 応募の無効

下記に一つでも該当する場合、応募資格なしとして無効（失格）とする。

- ① 応募書類に必要な事項の記載が無い場合
- ② 上記「4 応募資格」の条件を有さない場合
- ③ 重複応募が判明した場合（同一世帯、同一団体の方はご遠慮ください。）

なお、応募内容に虚偽の記述があった場合は、判明した時点で選定の前後にかかわらず無効とする場合がある。

6 応募手続等

① 提出書類

募集要領に添付の応募様式に必要な事項を記入の上、持参・郵送・FAX・メールにより提出すること。

なお、現地及び別紙許可条件（特に第8条～第11条）を確認の上、提出すること。

② 提出期限

令和元年8月9日（金）から9月30日（月）まで

※ただし、募集期間を過ぎても募集箇所の伐採可能本数が残っている場合、引き続き応募できる。

受付時間 9:00～17:00（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

③ 提出先、問い合わせ先

箇所	応募に関すること		河川法の申請・許可に関すること	
	提出先	問い合わせ先		提出先・問い合わせ先
		応募手続きに関すること	現地に関すること	
新庄川（岡山市北区御津新庄）	岡山県土木部河川課水政班 住所：岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7478 FAX：086-223-2705 メールアドレス： kasen@pref.okayama.lg.jp	備前県民局建設部 管理課 住所：岡山市北区弓之町6-1 電話：086-233-9877	同左	
槇谷川（総		備中県民局建設部	同左	

社市宍粟)	岡山県土木部河川課水政班 住所：岡山市北区内山下2-4-6 電話：086-226-7478 F A X：086-223-2705	管理課 住所：倉敷市羽島 1083 電話：086-434-7062	
高梁川（高 梁市落合町 近似）	メールアドレス： kasen@pref.okayama.lg.jp	備中県民局建設部 高梁地域管理課 住所：高梁市落合町 近似286-1 電話：0866-21-2854	同左
高梁川（新 見市足見）		備中県民局建設部 新見地域管理課 住所：新見市高尾 2400 電話：0867-72-9170	同左
旭川（真庭 市大庭）		美作県民局建設部 真庭地域管理課 住所：真庭市勝山 591 電話：0867-44-3116	同左
吉井川（津 山市院庄）		美作県民局建設部 工務1課 住所：津山市山下53 電話：0868-23-1478	美作県民局 建設部 管理 課 住所：津山市 山下53 電話： 0868-23-1437
吉野川（美 作市位田）		美作県民局建設部 勝英地域管理課 住所：美作市入田 291-2 電話：0868-73-4061	同左

7 採取者の選定方法及び選定結果の通知

- ① 応募書類を基に、履行の確実性や採取の効果等を総合的に評価し、選定する。
なお、募集区画の伐採可能本数等を勘案し、伐採希望本数以下で複数人選定することもある。
- ② 応募者多数で、伐採希望本数が募集箇所の伐採可能本数を超える場合等は、県において抽選を実施する。

※ただし、募集期間を過ぎても募集箇所の伐採可能本数が残っている場合、引き続き応募を受付け、先着順で選定する。

- ③ 選定結果については応募者へ、郵送又はメールにより通知を行う。
※選定された方には、通知の際に申請書（様式1）、完了届（様式2）、アンケート用紙を同封する。
- ④ 選定結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができる。質問書の提出は応募様式の提出先と同じ。

8 河川法の許可手続等

- ① 応募の結果、選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る許可申請（様式1）を持参又は郵送で行うこと。
※河川法第25条の許可とは「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という内容。
- ② 選定結果通知日から2週間、申請書の提出が無い場合は、伐採の意思無しとみなし、他の応募者を選定者に振り替えることがある。
- ③ 伐採終了後は速やかに完了届（様式2）、アンケートを提出すること。
- ④ 許可の際に付される許可条件は、別紙、許可条件のとおり。
- ⑤ 河川法第32条第1項に基づく採取料は、徴収の対象とならない。

9 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ① 伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 水門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。
- ③ 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。なお、現地での野焼きは認められない。
- ⑤ 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

10 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処

理、第三者（他の許可受け者含む。）への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに許可書を発行した県民局又は地域事務所に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

11 説明会

説明会は行わないものとする。

12 その他

- ① 応募区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、募集時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ② 採取場所については、河川管理者において調整し指定する。
- ③ 採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を判断することができないため確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ④ 採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。
- ⑤ 募集後に生じた事情により、募集手続きの進行状況に関わらず、公募伐採を中止する場合がある。
- ⑥ 採取にあたっては、堤防道路から高水敷へ下りる進入路（坂路）を使用することができる。

許可条件

第1条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかった時

第2条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、許可書を発行した県民局（地域事務所）長（以下「局長等」という。）の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、局長等の検査を受けること。

第3条 許可を受けた者は、採取中は局長等の指示により実施するとともに、完了の際は完了届（様式2）により速やかに報告し局長等の確認を受けること。

第4条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに局長等に報告すること。

第5条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第6条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第7条 河川管理者による、河川管理上必要な場合の指示に従うこと。

第8条 伐採箇所までの必要な措置（除草等）は、伐採者にて行うこと。

第9条 伐採後の樹木（幹）の高さを、地上から概ね50cm以下（根株含む）とするこ
と。

第10条 伐採した枝葉も含めて現場より回収して搬出すること。伐採後の枝葉等をその
まま置き去りにしたり、下流に流したり、現地で燃やしたり、または不法に投棄して
はならない。

第11条 許可条件を遵守しない者は、許可の取り消し及び今後募集する河川内樹木の採
取の許可を行わない場合がある。